

法令遵守体制に+**α**の仕組みを

あなたの手元に手堅く
条例の改廃情報が
届きます!

条例 お届け便

じょーくん



ISO14001

環境マネジメントシステムを維持していくうえで、業務に一番関係してくる自治体の条例などの情報を得ることができます。

コーポレートガバナンス・コード

企業経営における透明化や効率化を目指すうえで不可欠な、自治体の条例等の改廃情報をしっかりとキャッチできます。

自治体の条例や規則などの改廃情報を
メールでお届けします!

日本の法令と共に歩んで120年。企業の法令遵守をサポートします。



株式
会社 **ぎょうせい**

自治体の条例改正対応は 法令遵守の基盤



抱きかかればOK。

条例お届け便は、
業務に関連する自治体の条例や規則などの
改廃情報を提供し、
業務の効率化をサポートします。



お客様からのご質問

ISO14001取得企業様

環境マネジメントシステムを維持していくにあたり、業務に一番関係してくる自治体の条例等の情報が、なかなか得られない。どうにかならないでしょうか。

おまかせください!

ご希望の都道府県・市町村の改廃情報をメールでお届けします。これまで苦労していた情報収集作業が、待っているだけで、定期的にメールで受け取れます!

コンプライアンス部 ご担当者様

コーポレートガバナンス・コードを意識した企業経営をしていくために、必要な情報でしょうか。

おまかせください!

企業経営における透明化や効率化を目指すうえで、業務に関係してくる自治体の条例等の改廃情報をしっかりとキャッチしていく必要があります。

実務者様

工場での廃棄物を処分する際の基準値が、いつのまにか変更されていました! 少しの違いでも業務に影響してくるので、重要な情報です。変更されたことを知るすべがないのですが、対応可能でしょうか。

おまかせください!

可能です。メールでご希望の自治体の改廃情報を受け取れますので、改廃があったことを確実に知ることができます。さらに、既に資料化されている状態のものが届きますので、上長への説明などにすぐ使うことができます。

審査の際、条例等の改廃情報をチェックする仕組みを確立しました! と、体制強化を強力にアピールできます!

お客様の条例改正チェック作業はいかがでしたか?

- 自治体のホームページを一生懸命確認したけど、なかなか見つけ出せない
- 改正箇所を把握するのが不慣れでたいへんだ
- 改廃内容を資料化するために時間と手間がかかりすぎる

条例などの改廃情報をメールでお届けします!

条例お届け便 サービス内容

新旧対照表

改正前	改正後
<p>第49条 条例当事者は、第14条第1項第2号に規定する事項の調査に基づき、第15条第1項第1号に規定する事項を調査し、その結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）及びこれを要約した要約書（以下「要約書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例当事者は、規則で定めるところにより、報告書に定める事項を調査したときは当該事項に定める日から起算して30日以内、その結果を記載した報告書を作成したときは当該事項に定める日から起算して30日以内、その結果を市長に届けなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により報告書から報告書に定める事項を抽出した報告書に定める事項に基づき、環境の状況の変化その他の事項により必要と認めるときは、当該報告書に定める調査項目について調査を実施し、その結果を記載した報告書（以下「調査報告書」という。）及びこれを要約した要約書（以下「調査要約書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、当該調査報告書及び調査要約書に基づき、環境の状況の変化その他の事項により必要と認めるときは、当該調査報告書に定める調査項目について調査を実施し、その結果を記載した報告書（以下「調査報告書」という。）及びこれを要約した要約書（以下「調査要約書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第49条 条例当事者は、第14条第1項第2号に規定する事項の調査に基づき、第15条第1項第1号に規定する事項を調査し、その結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）及びこれを要約した要約書（以下「要約書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例当事者は、規則で定めるところにより、報告書に定める事項を調査したときは当該事項に定める日から起算して30日以内、その結果を記載した報告書を作成したときは当該事項に定める日から起算して30日以内、その結果を市長に届けなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により報告書から報告書に定める事項を抽出した報告書に定める事項に基づき、環境の状況の変化その他の事項により必要と認めるときは、当該報告書に定める調査項目について調査を実施し、その結果を記載した報告書（以下「調査報告書」という。）及びこれを要約した要約書（以下「調査要約書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、当該調査報告書及び調査要約書に基づき、環境の状況の変化その他の事項により必要と認めるときは、当該調査報告書に定める調査項目について調査を実施し、その結果を記載した報告書（以下「調査報告書」という。）及びこれを要約した要約書（以下「調査要約書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p>

新条文(見え消し)

これなら安心だな

原議(改め文)

条例等一覧	チェック対象となる条例等の改正・廃止の有無を記載した一覧です。新規に制定された条例等があった場合も一覧に記載しますので、必要な情報を確実にキャッチできます。
新条文	条例等の改正を全て反映させ、最新の条文とした資料です。改正前の条文を赤字取り消し線、改正後の条文を青字下線で表現した資料も添付しますので、条文全体をとおして改正箇所を確認したい際にご利用いただけます。
新旧対照表	条例等の改正箇所について、改正前後の条文を左右の比較形式で表現した資料です。改正箇所のみ条項単位で表現していますので、ポイントを絞った確認の際にご利用いただけます。
原議(改め文)	新規制定又は改正・廃止する条例等です。※原則として、原議を公開している自治体に限ります。

- 1 チェック対象となる自治体(都道府県・市町村)の条例や規則などの一覧をお客様にご提供し、業務に影響する条例等をご指定いただけます。
- 2 ご指定いただいた条例等の改正・廃止の有無を記載した一覧及び改廃情報資料をメールでお送りします。新規に制定された条例等の情報もお知らせします。
- 3 お届けは、自治体の条例等の改廃時期にあわせ、原則年4回程度となります。
- 4 資料をお送りする対象条例等は、いつでも見直しできますので、ご安心ください。

※条例等改廃情報のご提供は、自治体のホームページ公開後となります。

条例お届け便
と連携で
パワーアップ

業務に関連する法令の改廃情報をお届けし、
法令遵守体制をサポートします！

法令改廃情報提供システム

インターネット経由で法令の改廃情報を確認できます。
情報の更新は、原則官報発行日の3営業日後。スピーディに情報を提供いたします。

ご提供内容

- 法令改廃情報
(見え消し条文/新旧対照表/公布法令
あらし)
- メール配信サービス
(改正された関連法令をお客様にメール
通知いたします。)
- 各種検索機能
(改正年月日/種別番号/関連法令のみ
検索)



法令改廃情報
提供システム
と連携で
パワーアップ

信頼・充実の法令コンテンツを最速の更新スピードでご提供します！

現行法令電子版 Super法令Web

我が国最高権威の法規集「現行日本法規」とICTが融合した法令データベースの決定版！

主な機能

- 施行時点検索機能
(現在、過去、未来時点の検索)
- 法令を読み解くガイド機能
(引用法令、参照条文、通知、条履歴)
- 充実の収録コンテンツ
(平成14年以降の過去履歴、官報掲載
法令、告示・通知・通達類も多数収録)
- TKCローライブラリー(判例検索)との相
互リンクを実現(オプション契約)



※『現行日本法規』は、法令編纂の最高権威である法務省が、国の事業として編集した我が国唯一の総合法規集です。昭和24年の発刊以来今日まで、法務省と当社が力を合わせることで、他の追随を許さない精度の高い総合法規集として信頼と伝統を守りつづけています。

お問い合わせ先

● 仕様は予告なく変更することがあります。



法令例規事業部 東京都江東区新木場 1-18-11

TEL: 03-6892-6675 (代表) E-mail: Digital_Support@gyosei.co.jp

URL: https://gyosei.jp/business/law/reorganization_rule/